

は評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月25日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	水質保全及び環境管理に関わる各種業務
対象国及び類似地域	カンボジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

カンボジアでは外国投資資本の増加により、高い経済成長を維持してきた。こうした近年の急激な都市化や経済発展に伴い、都市や市街地における環境への悪影響が拡大している。特に、カンボジアの首都プノンペン都内では、未処理雑排水が周辺河川や湖などに放流されており、環境負荷が自然浄化能力を超え、水質悪化が進んでいる。

こうした状況において、カンボジア政府が策定した第四次四辺形戦略 (Rectangular Strategy Phase IV) (2018年～2023年) では「自然資源・文化の持続的管理」が優先課題として取り上げられている。また2015年には「国家環境戦略 2015-2023」が策定され、環境行政に関わる機関の能力向上は優先課題として

取上げられている。本プロジェクトの実施機関であるカンボジア環境省（以下、「MoE」）では、環境管理と規制の枠組みを提供することを目的とした包括的な法律である環境・天然資源管理法 (Environment and National Resources Code、以下「ENR コード」) の改訂を UNDP の支援を受け実施しており、現在最終評価プロセスの過程にある。一方で MoE の歴史は浅く、特に環境影響評価案件の増加への対応や水質汚濁防止において政策立案や実施のための能力が不足していた。

このため、JICA は「環境影響評価 (EIA) を含む環境公害管理能力向上プロジェクト」(2017 年-2021 年) (以下、「先行プロジェクト」) において、MoE の環境保護総局 (以下、「GDEP」) をカウンターパートとして、EIA と水質に焦点を当て GDEP の能力強化に取り組んだ。このうち水質については、法的枠組みの改訂支援として、水質汚濁防止閣議令 (Sub-Decree on Waste Pollution Control) の改訂を支援した。この閣議令は 2021 年 6 月 29 日にカンボジア王国フンセン首相によって署名済みである。また併せて水質管理の実務レベルについては、関連する立ち入り調査ガイドライン等の技術的ガイドラインの作成やプノンペン周辺地域における汚染源インベントリーの初期構築を行った。これらの活動を通して、実務面での検査・モニタリングに必要な環境整備の支援を実施した。

このように先行プロジェクトにおいて一定程度の成果が得られているものの、喫緊の課題である水質保全については、水質汚濁防止閣議令の着実な履行に向けて、これまでの支援による法的枠組みや基本ツールの利用環境を土台として、より具体的な水質管理計画の策定と、それに基づく実地での検査・モニタリングや排水許可審査手続き等の実施能力の向上が求められている。また MoE が有する分析ラボでは、十分な検査・分析能力を有しておらず、排出事業者への指導や水質の監視の点で課題がある。加えて、これら検査や指導を広域で行うにあたっては、カンボジア国の他省庁、地方政府、民間事業者、住民・NGO 等多種多様な関係機関や団体との連携が必要であるが、それらの連携を促進する点で未だ GDEP の能力は十分ではない。

本事業では、先行プロジェクトでの成果を活用し、カンボジアでの水質保全を図るため、水質汚濁防止閣議令の適切な運用をパイロットサイトでの活動実施を通じて支援するものであり、もって実施機関である GDEP の能力強化を図るとともに関連機関との連携強化を図るものである。

本調査では、カンボジア国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の役割分担・所掌を確認の上、当該国における課題を特定し、プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。これを基に、先方政府機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトに係る合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022年11月上旬～2022年11月下旬）

- ① カンボジアにおける水質汚濁分野の過去の技術協力に関する資料をレビューし、水質汚濁分野の基本情報及び案件の成果を担当分野中心に整理する。
- ② カンボジアにおける水質汚濁防止法及び関連する制度の運用やモニタリング実施体制について情報収集を行い整理する。
- ③ パイロットプロジェクト候補地域及び水域の基本情報及び水質汚濁分野での課題に関して情報収集を行い整理する。
- ④ 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、①、②、③を踏まえ、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、カンボジア側関係機関（実施機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成・配布する。
- ⑤ 以上の情報収集・整理の上、JICA と協議し、担当分野におけるプロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案（和・英）、PO (Plan of Operations) 案（和・英）、及び投入案の代替案を検討する。
- ⑥ 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。また現地調査・実施機関との協議にあたって、JICA が作成する対処方針の検討に協力する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。調査対処方針のうち、担当分野について説明し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務期間（2022年12月上旬～2022年12月下旬）

- ① JICA カンボジア事務所等との打合せに参加する。
- ② カンボジア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。国内準備期間中に作成した発表資料を活用し、他団員と協力して調査事項の説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録の作成支援を行う。
- ③ 担当分野について、事前に配布した質問票の回答回収や上記②を通じ、詳細計画策定に必要な情報収集及び整理を行う。現時点では下記内容を想定しているが、国内準備期間で必要性があると確認された事項についても現地調査にて確認する。なお、検討にあたっては「評価分析」を担当する団員と協力する

こと。

- 1) プノンペン都やパイロットプロジェクト候補地において、水質汚濁により生じている課題、カンボジア側実施機関の水質汚濁に関する問題意識を確認する。
 - 2) 水質汚濁防止のための計画やモニタリング、排水規制実施の現状を確認・整理する。特に中央と地方におけるそれぞれの所掌業務や実施体制について確認・整理する。
 - 3) 環境分析ラボにおいて検査対象としている水質項目やそのための機材保有状況について確認する。
 - 4) 具体的な水域における水質基準設定のために必要な調査及び承認手順を整理する。
 - 5) 「環境影響評価(EIA)を含む環境公害管理能力向上プロジェクト」で策定した立ち入り検査ガイドラインや汚染源インベントリーについて現在の活用状況やカンボジアにおける排水規制の実施手順を確認した上で、不足・更新が必要と考えられるガイドラインについて整理する。
 - 6) 民間企業や市民に対して実施されている情報公開や被規制的手法の現状と検討状況を整理する。
 - 7) プノンペン都での連携を念頭に、下水道や腐敗槽・浄化槽など水処理施設の整備主体を確認する。
- ④ 上記調査結果に基づき、以下の提案をすること。なお、検討にあたっては「評価分析」を担当する団員と協力すること。
- 1) パイロットプロジェクト対象地域の選定基準及び対象地域案とパイロットプロジェクトの実施内容案
 - 2) 環境分析ラボの能力強化案と具体的な能力強化指標
 - 3) 各地域で策定が検討される水質管理計画の項目案
 - 4) 排水許可・規制の実施のために支援が検討されるべきガイドライン一覧とその優先順位
 - 5) 民間企業や市民への情報公開のために効果的と考えられる手法
 - 6) 地方への技術移転の実施のために効果的と考えられる手法
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
- 1) プロジェクトの活動に係る協議に参加し、カンボジア側からの意見について、水質保全の観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 先方政府機関等との協議及び担当分野の調査結果に基づき、プロジェクト枠組みに含めるべき成果、活動、指標及び投入等について検討のうえ、合

意文書の締結に向けて必要な MM(Minutes of Meeting)案(英)、R/D(Record of Discussions)案(英)、PDM案(和・英)、PO案(和・英)の作成に協力する。

- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を他団員と協力して JICA カンボジア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023年1月上旬～2023年1月下旬)

- ① 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② PDM案(和・英)、PO案(和・英)、R/D(Record of Discussions)案(英)及びM/M(Minutes of Meetings)案(英)のとりまとめに協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 専門家業務完了報告書(和文3部)

2023年1月20日(金)までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書(和文)を、JICA地球環境部及びカンボジア事務所に提出し、報告する。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)(担当分野および他の調査団員による作成内容をまとめたもの)を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月)」の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇄ソウル⇄プノンペンを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 12 月上旬～12 月下旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に約 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

2022 年 9 月時点で、カンボジアの入国に際してはワクチン接種済みであることを証明する書類を提示することにより入国後の隔離は不要です。またワクチン未接種の入国者に対しては、到着時に迅速抗原検査が実施されます。入国時の防疫措置について、最新の情報は在カンボジア日本国大使館の情報をご確認ください。なお上記状況を踏まえて本業務では現地隔離期間を想定していませんが、今後のコロナウイルス感染拡大状況等によって防疫措置に変更が生じた場合には、業務の実施方法について JICA 地球環境部と協議の上対応を決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 環境管理(JICA)
- ウ) 協力企画(JICA)
- エ) 水質保全(本コンサルタント)
- オ) 評価分析(JICA が別途契約するコンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA カンボジア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり（事務所にて Hotel Emion Phnom Penh を予約。支払いは専門家自身。）
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗の可能性もあります。）
- エ) 通訳備上：英語⇄クメール語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタ

ントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理グループ第一チームから配付しますので、(gegem@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書
- ・ カンボジア国環境影響評価 (EIA) を含む環境公害管理能力向上プロジェクト業務完了報告書
- ・ カンボジア国トンレサップ湖における環境保全基盤の構築業務完了報告書
- ・ カンボジア国プノンペン都下水管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ カンボジア共和国 環境影響評価 (EIA) を含む公害管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000040535>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効

とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ カンボジアの入国には査証が必要です。本邦出発前に、渡航者は在京カンボジア大使館にて査証を取得してください。2022年9月時点でアライバルビザの運用も再開していますが、こちらは推奨しておりません。

以上